

平成 26 年 7 月 4 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 澤 芳 樹
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉川 到
(TEL. 03 - 5770 - 1520)

子会社への建築基準法に基づく監督命令について

当社子会社である日本ERI株式会社は確認検査の業務に関し、確認検査員が建築物の確認審査を行った際、建築基準法施行令第46条及び建築基準法第20条に適合しない建築計画を看過して確認済証を交付したことを理由として、建築基準法に基づき下記内容の監督命令を、国土交通省より本日受けました。

【監督命令の内容】

確認検査の業務に従事していた確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成26年8月3日までに提出すること。

また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

お客様並びに株主の皆様をはじめ関係の皆様にご心配をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

日本ERI株式会社は今回の監督命令を厳粛に受け止め、法令遵守の徹底はもとより、確認検査業務における業務水準の更なる引き上げを図り、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件による今期業績への影響は軽微です。

以上